

令和2年度

データ関連人材育成プログラム  
(D-DRIVE)  
審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和2年8月

## 1. 審査体制

「データ関連人材育成プログラム（D-DRIVE）」（以下「本事業」という。）における審査は、審査等業務を実施する PwC コンサルティング合同会社に設置した有識者等によって構成される「データ関連人材育成プログラム委員会」（以下「委員会」という。）の各委員による書面審査及び面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

## 2. 審査方法

### (1) 書面審査

- ・書面審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が代表機関である大学（以下「申請機関」という。）から提出された申請書類に基づき、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。
- ・委員は、審査に必要な場合、申請機関に対して追加資料の提出を求められることができます。

### (2) 書面審査後の合議審査

- ・書面審査の結果に基づき、委員が合議を行い、面接審査の対象とする申請機関を選定します。
- ・委員の合議の結果、面接審査を行う必要はないとされた申請機関については、面接審査を行うことなく、選定候補とすることがあります。

### (3) 面接審査

- ・面接審査は、書面審査を踏まえ、必要に応じて申請機関によるプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行うこととします。
- ・申請機関は、連携機関である地方公共団体(教育委員会)や、必要に応じて、その他大学等の参画機関とともに、面接審査を受けることができます。
- ・委員は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、後述の「3. 審査の観点」に沿って審査を行い採点します。

### (4) 面接審査後の合議審査

- ・書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補を決定します。
- ・委員会は、申請書類の内容修正等を条件として、選定候補とすることができるとします。

### (5) 選定機関の決定

- ・委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省において、選定機関を決定します。

## 3. 審査の観点

### (1) 目標・計画の妥当性・効率性

- ・次代の AI 技術を牽引する高校生の育成に資する、教育分野でも活躍できる高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進に向けた、目標・計画となっているか。

- ・連携する地方公共団体（教育委員会）における、特別非常勤講師制度を活用した博士人材等の高等学校等における受入れや、特別免許状を活用した博士人材等の採用など、多様な人材を教育現場で活用する将来的な仕組みを構築し、高校への派遣者数と教員採用者数が事業最終年度に累計で8名程度以上となる目標・計画となっているか。
- ・補助事業期間中の各年度における活動計画が適切に立てられているか。
- ・経費の使途や支出計画が適切であり、費用対効果の高い取組内容となっているか。

## （２）実施体制

- ・博士人材等に対するデータサイエンス等のスキル習得に取り組む大学が、地方公共団体（教育委員会）と連携し、高等学校段階でのAI、データサイエンス分野に関する教育内容を指導するに当たり必要な能力を身につけさせる研修プログラムを開発・実施できる連携体制となっているか。
- ・大学と地方公共団体（教育委員会）の緊密な協働により博士人材等を教育現場で活用する体制を作り上げ、運用を行う取組となっているか。

## （３）受講者の募集、研修プログラムの開発、高等学校等への派遣

- ・我が国における新たな高度データ関連人材の発掘・育成・活躍促進のモデルの構築及び運用を既に実施しているか。
- ・データ関連の技術や知識の習得・活用のみならず、高等学校等における指導計画・指導案・教材の作成や指導方法・指導技術の習得等を含む、特に教育分野を含む多様な場での博士人材等の活躍促進を図る研修プログラムを盛り込んでいるか。
- ・大学が地方公共団体（教育委員会）と協力して博士人材等を派遣し、高等学校等において課題研究（理数探求基礎、理数探求、総合的な探求の時間など）等の指導に当たるなど実践的な研修内容を含む研修プログラムとなっているか。

## （４）補助期間及び補助事業期間の終了後における継続性

- ・補助期間及び補助事業期間の終了後において、自立して、取組の継続性を確保し得る体制や明確な計画が設定されているか。

## 4. その他

### （１）審査の開示・非開示

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・審査の途中経過についての問い合わせには、応じられません。
- ・選定機関については、決定後、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表します。
- ・委員の氏名については、委員としての任期が終了した時点で公表します。

### （２）委員の遵守事項

### ①利害関係者の排除

- ・申請された代表機関、連携機関及び参画機関や取組と利害関係のある委員は、本事業の事務担当にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の選定の議決にも加わることができないこととします。

#### <利害関係の範囲>

- ・委員が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員と親族関係にある者が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員が、申請機関（代表機関のみならず、連携機関及び参画機関を含む）に専任又は兼任の役員、職員、教員等として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと、委員会又は当該委員自ら判断する場合

### ②秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む）は、厳重に管理しなければなりません。